

生食輸発0427第1号
平成28年4月27日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年4月26日付け生食輸発0426第1号)にて通知したところです。

今般、*Kudoa seputempunctata*の検査法の改正がなされたことから、当該通知の別表1を下記のとおり改めるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖ひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。)に限る。	クドア・セプテンクタータ	別表2の8によること。	平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「 <i>Kudoa seputempunctata</i> の検査法について(暫定版)」によること	1.0×10 ⁶ 個を超えるクドア・セプテンクタータ胞子が検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの (加熱加工用を除く。)に限る。	クドア・セプテンクター	別表2の8によること。	<u>平成28年4月27日付け生食監発0427第3号「<i>Kudoa sepu tempunctata</i>の検査法について」によること</u>	1.0×10 ⁶ 個を超えるクドア・セプテンクタータ胞子が検出されるおそれがあるため。

に改める。